

PHV Drive Support 利用規約

本規約は、トヨタコネクティッド株式会社(以下「弊社」といいます)が提供するPHV Drive Support(第2条2号で定義するとおり、以下「PDS」といいます)およびその個別サービスのご利用に関する決まりを定めるものです。

第1条(本規約の適用)

本規約は、弊社と利用者その他本規約などに基づき弊社がPDSまたは個別サービスの利用を認めた者との間における、PDSまたは個別サービスの利用にかかわる一切の關係に適用されます。ただし、本規約と個別サービスに係る規約の内容が異なる場合には、個別サービスに係る規約の内容が優先するものとします。

第2条(定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ以下に定める意味で、用いられるものとします。

- (1)PHV: コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッドカーのうち、弊社が指定する車両
- (2)PDS: 利用者にPHVを楽しく使いこなしていただくための複数の個別サービスをパッケージ化して弊社が提供するサービスの総体
- (3)個別サービス:PDSを通じて提供される個々のサービス
- (4)利用者:本規約に基づきPDSの利用に関して弊社との間で契約が成立した者(以下この契約を「PDS利用契約」といいます)
- (5)個別サービス提供事業者:個別サービスを利用者に直接提供する事業者(弊社を除きます)
- (6)PDS基本利用料:PDS利用契約における基本料金
- (7)個別サービス料金:個別サービスの料金
- (8)本件料金:PDS基本料金と個別サービス料金の合計料金
- (9)車載機:PDS対応ナビゲーション端末
- (10)G-BOOK:弊社が、G-BOOKまたはT-Connectを含む名称で、利用者に対して、車載機などを利用して各種コンテンツの提供、ならびに自動車盗難追跡サービス、緊急通報サービスおよび電話オペレーターサービスなどを提供する情報通信を利用したサービスの総体

第3条(本規約の範囲、変更、および利用者への通知)

- 1.弊社が定める手段を通じ随時利用者に対して通知されるPDSまたは個別サービスの諸規定は、通知した時点をもって本規約または個別サービスに関する規約の一部を構成するものとし、利用者はこれを承諾します。
- 2.弊社は、利用者の承諾を得ることなく本規約または個別サービスに関する規約を変更することがあり、利用者はこれに異議を述べないものとします。
- 3.弊社は、PDSのユーザーページ(以下「ウェブ」といいます)に掲載することにより、利用者に対する通知を行ったものとみなし、利用者はこれを承諾します。

第4条(PDSのサービス内容)

- 1.本規約に基づいて利用者が利用できるPDSおよび個別サービスのサービス内容は、別に定めることがあります。弊社は、利用者に通知をすることなく、サービス内容の一部または全部を変更することがあり、利用者はこれを承諾します。なお、現時点での個別サービスの概要は別紙2のとおりです。
- 2.利用者は、個別サービスの利用にあたって、弊社または個別サービス提供事業者が別途定める利用規約等(契約約款・注意事項・説明等を含みますがこれらに限りません)に同意します。

第5条(PDS利用契約の申込み等)

- 1.PDS 利用契約は、PHV1 台ごとに、本規約の各条項を承諾のうえ、弊社と利用者 1 名(1 社)との間で成立するものとし、1 台の PHV につき複数の利用者が契約当事者になることはないものとします。
- 2.利用者になるためには、本規約の各条項を承諾のうえ、弊社所定の申込手続きにより、弊社に対して PDS の利用を申込み必要があります。
- 3.前項の PDS 利用申込みをする場合、PDS を利用するために、弊社が指定する機種の情報通信端末(スマートフォン等)を利用者は用意し、申込み以後利用者登録期間中、通信が可能な状態を維持するものとします。
- 4.弊社は、PDS の利用申込みを承諾する場合には、当該申込者に対して、PDS 利用者であることを示す利用者の証明カード(以下「IC カード」といいます)、PDS 利用のための ID およびパスワードを付与いたします。
- 5.弊社は、利用者から PDS または個別サービス等の開始、変更、終了等の申し出を受けたときは、利用者に代わって当該申し出を実現するために必要な範囲内で、個別サービス提供事業者に対して必要な連絡を行うことができるものとし、利用者はあらかじめこれを承諾します。
- 6.PDS 利用契約の解約、PDS 利用資格の取消、その他事由のいかんを問わず PDS 利用契約が終了する場合、弊社は、利用者に代わって個別サービス提供事業者に対して利用者の利用する個別サービスの解約の申込み等を行うことができるものとし、利用者はあらかじめこれを承諾します。
- 7.前各項の取り扱いにおいて、個別サービス提供事業者の利用規約等に基づく料金、工事費その他の費用が発生する場合、別段の定めのない限り、当該費用は全て利用者の負担とします。なお、前 2 項の規定は、弊社に対し前 2 項に定める連絡や申込み等を行う義務を課すものではありません。

第 6 条(PDS 利用契約の成立)

- 1.PDS 利用契約は、前条第 2 項の PDS 利用申込みが弊社に到達し、所定の手続き完了後に弊社がこれを承諾した時に成立するものとします。
- 2.前項の承諾は、当該申込者において、弊社より ID およびパスワードを付与され、かつ、PDS の利用が可能となったときに、弊社がこれをなしたものとみなします。
- 3.弊社より ID およびパスワードを付与される前であっても、PDS の一部の利用が可能である場合があります。このような場合には、この利用者は、本規約上の義務を遵守しなければなりません。

第 7 条(PDS 利用契約申込みの承諾の拒否および取消し)

- 1.弊社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、PDS または個別サービスの申込みを承諾しないことがあります。また、承諾後であってもこれらの承諾の取消しを行うことがあります。利用者は、あらかじめこれらを承諾します。
 - (1)本規約または個別サービスの規約違反などにより過去に PDS または個別サービス利用資格が取消されたことがあることが判明した場合
 - (2)PDS または個別サービス利用申込みに虚偽、誤記または記入もれがあることが判明した場合
 - (3)PDS または個別サービスにおいて有料サービスの申込みがなされ、又は同契約が成立した場合において、利用者の指定した預金口座、クレジットカードなどが無効であるか、または収納代行会社、クレジットカード会社、金融機関などにより利用の停止または制限の措置が取られていることが判明した場合
 - (4)本件料金のいずれかの支払いを怠っていることが判明した場合
 - (5)弊社またはトヨタ自動車株式会社(以下「トヨタ」といいます)との間で、本規約とは別の規約に違反したことがあることが判明した場合
 - (6)その他、弊社が利用者または個別サービスの契約者として不適当と判断する場合
- 2.弊社は利用者が任意に PDS または個別サービスの弊社所定の記入欄に記載事項を記載しない場合や本規約または個別サービスに関する規約に同意しない場合に次の措置を取る場合があります。

(1) 利用者が、PDS または個別サービスの利用にあたり弊社が求める記載事項を一部でも記載しない場合および本規約または個別サービスに関する規約の内容を承諾できない場合、PDS または個別サービスの利用申込みを承諾しない場合があります。

(2) 利用者が本規約に同意しない場合、弊社は PDS のサービスのすべての提供・利用を行わないものとします。

3. 前各項に該当する場合、PDS のサービスのすべてを受けられないことについて、利用者はあらかじめ承諾します。

第 8 条 (PDS および個別サービスを利用できる者)

1. 利用者が個人の場合には、PDS および個別サービスは、当該利用者のみが利用できます。当該利用者以外の第三者がこれらを利用した場合、弊社は、当該利用者および当該第三者に対して、何らの責任を負いません。
2. 利用者が法人の場合には、PDS および個別サービスは、当該利用者の役員、従業員並びに当該利用者が PDS および個別サービスの利用を許諾した第三者（以下この役員、従業員および利用を許諾された第三者を「法人契約利用者」といいます）が利用できます。
3. 前項の場合において、利用者は、法人契約利用者による PDS および個別サービスの利用について一切の責任を負うものとし、法人契約利用者の行為は利用者の行為とみなされることをあらかじめ承諾します。

第 9 条 (PDS および個別サービスの利用方法)

1. 利用者（利用者が法人である場合において、法人契約利用者を含みます）は、弊社が指定する機種の情報通信端末（スマートフォン等）等を利用して、弊社および個別サービス提供事業者所定の方法により、PDS および個別サービスを利用できます。なお、個別サービスの中には、前記の情報通信端末だけでなく、車載機など別のハードウェアが必要になるサービスもあります。
2. 個別サービスの中には、利用者の認証のために IC カードの利用が必要なものがあります。

第 10 条 (権利義務の譲渡禁止)

利用者は、PDS 契約および個別サービスに係る契約上の地位の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

第 11 条 (ID 等および IC カードの管理責任)

1. 利用者は、PDS および個別サービスの利用にあたって必要となる自己の ID、パスワードその他の暗証番号（以下、あわせて「ID 等」といいます）および IC カードを、自ら責任をもって管理するものとし、その ID 等を使用してなされた一切の行為およびその結果について、その行為を自らしたか否かを問わず一切の責任を負うものとします。
2. 利用者は、自己の ID 等および IC カードを第三者に譲渡し、貸与し、または使用させることはできないものとします（但し、利用者が法人である場合において、当該法人の法人契約利用者を使用させることはできます）。万が一、利用者の ID 等および IC カードが第三者（法人契約利用者を含みます）に使用されたことにより第三者が損害を被った場合には自らその賠償責任を負担すると共に、利用者またはその他の者が損害を被った場合であっても、その原因を問わず、弊社は一切の責任を負わないものとします。
3. 利用者は、他の利用者の ID 等又は IC カードを使用して PDS を利用することはできないものとします。万が一、利用者が他の利用者の ID 等又は IC カードを使用して PDS を利用した場合、利用者はそれによって生じた一切の損害を直ちに賠償するほか、発生した一切の紛争をその責任と負担において解決するものとします。
4. 利用者が IC カードを紛失又は毀損して利用ができなくなった場合には、弊社に届出て、再発行を受けなければなりません。この場合、利用者は、再発行手数料として、別紙 1 に IC カード再発行手数料として記載する弊社所定の金額を弊社に支払わなければなりません。

第 12 条 (変更の届出)

- 1.利用者は、氏名、住所、電話番号、口座振替指定の預金口座番号、クレジットカード番号、その他弊社への届出内容に変更があった場合には、弊社に対し速やかに所定の変更届出を行うものとします。
- 2.利用者が前項の届出を怠ったことにより自ら不利益を被った場合であっても、弊社は一切責任を負わないものとします。
- 3.弊社が認めた場合には、利用者が PDS の申込みと同時に申し込んだ G-BOOK における利用者情報の変更をもって、PDS との関係でも変更の届出があったとみなされることがあります。

第 13 条(情報通信端末等の用意)

利用者は、PDS または個別サービスを利用しようとする場合には、その利用に必要となる PHV、車載機、弊社が指定する機種の情報通信端末(スマートフォン等)ならびにこれに付随する機器、ソフトウェアおよび情報通信端末用の通信回線等を、自己の責任と負担において用意するものとします。

第 14 条(個別サービスの変更・廃止)

弊社は、利用者へ通知することなく、PDS の特定の個別サービスを変更または廃止することができるものとします。

第 15 条(PDS のサービス終了)

弊社は、利用者に事前に通知(第3条3項を根拠として、ウェブに掲載する方法を含みます)のうえ、PDS のサービス提供を終了させて、PDS 利用契約を終了させることができるものとします。

第 16 条(PDS の提供の一時的な中断)

弊社は、次のいずれかに該当する場合には、利用者へ通知することなく、PDS および個別サービスの提供を一時的に中断することがあります。

- (1)PDS または個別サービスのシステム保守を定期的に、または緊急に行う場合
- (2)火災、停電などにより PDS または個別サービスの提供ができなくなった場合
- (3)地震、噴火、洪水、津波などの天災により PDS または個別サービスの提供ができなくなった場合
- (4)戦争、暴動、騒乱、労働争議などにより PDS または個別サービスの提供ができなくなった場合
- (5)通信サービスが停止された場合
- (6)PHV、または情報通信端末の使用環境その他の事情により通信障害が生じた場合
- (7)その他、運用上または技術上、弊社が PDS または個別サービスの提供の一時的な中断を必要と判断した場合

第 17 条(損害賠償)

- 1.弊社は、PDS および個別サービスの利用またはその提供の有用性および正確性についていかなる保証もせず、その内容、遅延または中断などにより発生した利用者(利用者が法人である場合において、法人契約利用者を含みます)の損害に対しては、いかなる責任も負わないものとします。
- 2.利用者(利用者が法人である場合において、法人契約利用者を含みます)が PDS および個別サービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、利用者は自己の責任と負担をもって解決し、弊社には一切の迷惑をかけないものとします。
- 3.利用者(利用者が法人である場合において、法人契約利用者を含みます)が本規約または個別サービスに係る規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって弊社に損害を与えた場合、弊社は当該利用者に対して損害賠償を請求することができるものとします。

第 18 条(免責)

- 1.弊社は、PDS の通信方式が廃止または変更されることに伴い、PDS または個別サービスのサービス提供を終了することがあります。この場合、弊社は何らの義務も責任も負わないものとします。

- 2.弊社は、弊社以外の個別サービス提供事業者が提供するサービスや情報については何らの義務も責任も負わないものとしします。
- 3.利用者(利用者が法人である場合において、法人契約利用者を含みます)と弊社以外の個別サービス提供事業者との間で紛争が生じた場合は、利用者と当該個別サービス提供事業者との間で解決するものとし、利用者は、弊社に何らの請求または苦情を申し立てないものとしします。
- 4.利用者(利用者が法人である場合において、法人契約利用者を含みます)は、次の各号の場合には、PDS および個別サービスの全部または一部が利用できず、それにより利用者または第三者が被った損害・損失等に対して、それが弊社の故意または重過失により生じた場合を除き、弊社がいかなる責任も負わないものであることを承諾します。
 - (1)利用者の届出た情報の内容に誤りのある場合、または利用者が第 12 条の変更届出を怠っている場合
 - (2)PHV の故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合、またはこれらの組み合わせにおいて不適合である場合、もしくは PDS または個別サービスの利用に障害となるような機能設定をしている場合
 - (3)利用者が OBD 端子に後付装置を接続または第三者等が取り付けたトヨタ純正品以外の用品を取り付けた場合
 - (4)PHV、PDS の利用に供する情報通信端末またはその他周辺機器の取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合

第 19 条(PDS の適法な私的利用以外の利用禁止など)

- 1.利用者は、PDS および個別サービスで伝達する情報に、著作権その他の知的財産権が成立し、各種法令または条約で保護されるものが含まれることを認識したうえで、著作権者その他の知的財産権の権利者(以下「著作権者等」といいます)の承諾を得ることなく、PDS および個別サービスを通じて入手した、知的財産権で保護されるいかなる情報(以下「知財情報」といいます)も、複製、改ざん、販売、出版その他のいかなる方法によっても利用者個人の私的利用以外の目的で利用することはできないものとしします。
- 2.利用者(利用者が法人である場合において、法人契約利用者を含みます)は、著作権者等の承諾を得ることなく、PDS および個別サービスを通じて入手したいかなる知財情報も、複製、改ざん、販売、出版その他のいかなる方法によっても第三者(利用者が法人である場合において、法人契約利用者を含みます)へ使用させ、または公開することはできないものとしします。
- 3.利用者(利用者が法人である場合において、法人契約利用者を含みます)は、著作権者等の承諾を得ることなく、その知的財産権を侵害する態様で営業活動または営利もしくはその準備を目的として PDS および個別サービスを利用することができないものとしします。
- 4.利用者(利用者が法人である場合において、法人契約利用者を含みます)は、法令または公序良俗に反して PDS および個別サービスを一切利用することができないものとしします。

第 20 条(電子メール)

- 1.利用者は、PDS または個別サービスにおいて電子メールを送受信等する場合には、自己の責任においてこれを行うものとしします。
- 2.弊社所定の方法を用いて、弊社所定の回数メールを送信した結果、不達の場合にはメールの送信を停止致します。これにより、利用者が不利益を受けたとしても、弊社は何らの責任も負いません。
- 3.「音声読上げ」機能実現のための機械的な処理、通信の疎通その他の正当な業務の履行である場合を除いて、弊社は法令の定めまたは手続きに拠らずして、電子メールの内容または宛先を閲覧したり、第三者に開示することはなく、利用者の通信の秘密を保障します。但し、利用者が法人である場合において、複数の法人契約利用者が同一のID等により電子メールを使用する場合、当該法人契約利用者の間においては、個人としての秘密は保障されません。

第 21 条(情報などの削除)

- 1.弊社は、利用者(利用者が法人である場合において、法人契約利用者を含みます)が登録した情報および文書などを、利用者へ通知することなく削除することがあり、利用者はこれをあらかじめ承諾します。弊社は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律」の定めにより、利用者の発信者情報を開示することがあり、利用者はこれを承諾します。
- 2.利用者は前項の規定について、これをあらかじめ承諾するとともに、利用者が法人の場合には、利用者の責任において法人契約利用者の承諾をとるものとします。

第 22 条(個人情報の取扱い)

- 1.本規約において、次の各号に定める用語は、それぞれ当該各号に定める意味で使用されるものとします。
 - (1)個人情報:個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます)をいいます。
 - (2)車両状態情報:弊社の定める任意のタイミングで取得する利用者の車両(PHVを含みます。以下本条において同じ)に関する情報(位置情報・走行距離情報・警告等表示情報・車速、エンジン回転数などの PHV の動きや利用者の操作に関する情報を含みますがこれに限りません)をいいます。
- 2.弊社は、本条第 4 項で定める目的のために、次の各号で定める情報に含まれる、利用者の個人情報および車両状態情報(以下、あわせて「個人情報等」といいます)を取得します。
 - (1)PDS の利用申込みの際にご登録いただいた情報
 - (2)PDS の利用申込みの際に、PDS を利用する PHV としてご指定いただいた PHV に関する情報(車名、車台番号、自動車登録番号、初年度登録年月日を含みますがこれに限りません)
 - (3)個別サービスの利用申込みの際にご登録いただいた情報
 - (4)PDS および個別サービスの利用に際しご提供いただいた情報およびその利用状況に関する情報
 - (5)PHV の取得の際にご登録いただいた情報
 - (6)前各号の情報に変更があった場合における変更後の情報
- 3.利用者は、前項に含まれる利用者の個人情報等を、弊社が利用者から取得するほかに、弊社がトヨタ、トヨタ車両の PHV 販売店(以下「販売店」といいます)または個別サービス提供事業者から取得することに同意します。
- 4.弊社は、取得した個人情報等を安全に管理し、次の目的のために個人情報等を利用できるものとし、利用者はこれに同意します。
 - (1)利用者への課金
 - (2)利用者へのお知らせ等の発送・発信
 - (3)PDS および個別サービスの提供
 - (4)G-BOOK における上記(1)乃至(3)に関する事項
 - (5)利用者の車両状態情報を統計処理・分析し、利用者を含む第三者への情報提供サービス(交通情報など)
 - (6)商品・サービスの企画・開発等あるいはお客様満足度向上策等の検討のための、利用者へのアンケート調査
 - (7)以上のほか利用者の個人情報等取得の時点でウェブ上に明記された目的
- 5.弊社は、個別サービスに関する業務をトヨタ、個別サービス提供事業者に委託することがあります。弊社が当該委託先に対し、利用者が PDS または個別サービスを利用するにあたり必要な個人情報等を開示する場合、当該委託先における個人情報等の安全な管理について責任をもって監督し、個人情報等の漏洩・滅失等の防止に努めるものとします。
- 6.弊社は、各サービス窓口へのお問い合わせおよびご相談内容について、通話のモニタリングや録音をして、以下の目的に使用します。
 - (1)お問い合わせ内容の確認
 - (2)お客様対応の品質およびお客様満足度向上
- 7.弊社は、次の概要により利用者の個人情報等を、次の提供先に提供することがあり、利用者はこれに同意します。

7-1.提供先:トヨタ

(1)提供先の利用目的は次のとおり:

- ①車両・商品・サービス等についてのご案内
- ②車両・商品・サービス等の企画・開発あるいは品質向上のための活用
- ③利用者に、車両・商品の企画・開発あるいはお客様満足度向上策等の参考にする目的でおこなうアンケート調査の実施

(2)項目は次のとおり:

車名・車台番号・自動車検査証情報・車両状態情報および PDS 利用情報・契約内容・契約期間・利用者の氏名・住所・生年月日・電話番号・メールアドレス・性別・契約 ID/パスワードなど

(3)提供方法は次のとおり:

データの送信、記録媒体での送付または書類を送付する方法により提供

7-2.PHV の販売店(利用者が PHV を購入した店舗のみならず、日本全国の PHV 販売店を含みます)

(1)提供先の利用目的は次のとおり:

- ①車両・商品・サービス等についてのご案内
- ②車両・商品・サービス等の企画・開発あるいは品質向上のための活用
- ③利用者に、車両・商品の企画・開発あるいはお客様満足度向上策等の参考にする目的でおこなうアンケート調査の実施
- ④当該車両のメンテナンスへの活用およびご案内

(2)項目は次のとおり:

車名・車台番号・自動車検査証情報・車両状態情報および PDS 利用情報・契約内容・契約期間・利用者の氏名・住所・生年月日・電話番号・メールアドレス・性別・契約 ID/パスワードなど

(3)提供方法は次のとおり:

データの送信、記録媒体での送付または書類を送付する方法により提供

7-3.提供先:個別サービス提供事業者

(1)提供先の利用目的は次のとおり:

- ①当該個別サービスの提供
- ②当該個別サービスの利用料金の請求業務
- ③新サービス、新メニューのご案内
- ④アンケート調査の実施
- ⑤利用促進等を目的としたキャンペーンの実施
- ⑥新サービスの開発、サービス品質の評価・改善

(2)項目は次のとおり:

当該個別サービス利用情報・契約内容・契約期間・利用者の氏名・住所・生年月日・電話番号・メールアドレス・性別など

(3)提供方法は次のとおり:

データの送信、記録媒体での送付または書類を送付する方法により提供

8.弊社は、利用者または第三者の重大な利益を保護するために必要と判断する場合、または弊社が従うべき法的義務のために必要がある場合は、利用者の個人情報等を開示することがあり、利用者はあらかじめこれを承諾します。

9.利用者は、弊社が取得した自己の個人情報について、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより弊社に対して開示するよう請求することができるものとします。万が一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、速やかに訂正または削除に応じます。

10 利用者の個人情報に関するお問い合わせ先は PHV お客様の声デスクまでご連絡ください。

【PHV お客様の声デスク】

TEL 0800-700-0177 受付時間 9:00～18:00 年中無休

11.事業者および個人情報保護管理者は次に記載します。

【事業者】

トヨタコネクティッド株式会社

【個人情報保護管理者】

PDS 事業担当部門長

〒460-0003 名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号 名古屋インターシティ 14 階

TEL 052-219-6700 URL <http://www.toyota-ms.co.jp/>

12.利用者は、利用者の個人情報を弊社にご提供いただけない場合、PDS および個別サービスの提供を受けることができません。

第 23 条(本件料金等)

- 1.本件料金ならびにその支払方法は別紙 1 のとおりとします。本件料金が有料となった場合には、利用者は、PDS および個別サービスの利用に関し賦課される消費税その他の税を負担するものとします。
- 2.本件料金が有料となった場合には、利用者は、PHV1 台ごとに本件料金を支払うものとします。
- 3.申込者が過去にPDS利用契約を締結し、かつ、それが終了していた場合において、改めてPDS利用契約を申し込む場合には、申込にかかる契約事務手数料として別紙 1 の「契約事務手数料」の項目に定めた金額を弊社に支払うものとします。なお、本事務手数料の支払方法は、第24条の定めに関わらず、現金で支払うものとします。
- 4.申込者は、中古車であるPHVを購入するにあたり、PDSを申し込む場合、弊社が別途指定する場合を除き、申込にかかる契約事務手数料として別紙 1 の「契約事務手数料」の項目に定めた金額を弊社に支払うものとします。なお、本事務手数料の支払方法は、第24条の定めに関わらず、現金で支払うものとします。

第 24 条(本件料金の支払い)

- 1.本件料金および個別サービスが有料となった場合には、利用者は、次の各号に定める方法のうち、利用者が指定し弊社が承認したいずれかの方法により、本件料金を支払うものとします。利用者とクレジットカード会社、収納代行会社または金融機関などとの間で紛争が発生した場合は、各々該当する当事者間で解決するものとし、弊社には一切の責任はないものとします。

(1)クレジットカードによる支払い

利用者は、弊社が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。

利用者は、当該クレジットカードの利用者番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合、または当該クレジットカード資格を失った場合には、弊社が当該クレジットカード会社からその連絡を受けることがあることをあらかじめ了承します。なお、利用者は、当該クレジットカードの利用者番号または有効期限の更新または変更がなされた場合でも、継続して本件料金を当該更新または変更後のクレジットカードにより支払うことをあらかじめ同意するものとします。

(2)預金口座振替による支払い

利用者は、弊社が承諾した場合に限り、口座振替依頼書または自動払込利用申込書に記載された内容に従い、預金口座振替による支払いができるものとします。

(3)指定口座振込みによる支払い

利用者が法人の場合には、弊社が利用者からの申し入れを特に認めた場合に限り、弊社の発行する請求書に記載された内容に従い、指定口座への現金振込みによる支払いができるものとします。

(4)販売店における支払い

利用者は、弊社が認めた場合には、販売店において現金により支払うことができるものとします。

2.利用者は、弊社所定の手続きにより、支払方法の変更をすることができるものとします。

第 25 条(遅延損害金)

本件料金が有料となった場合において、利用者は、本件料金の支払いに関して、弊社の指定する支払い期日を経過してもなお支払いが行われない場合は、支払い期日の翌日から支払い日までの日数について、年 14.6%(1 年を 365 日とする日割計算による)の割合で計算して得た金額を、遅延損害金として弊社に支払うものとします。但し、個別サービス提供事業者において、別段の定めを置いている場合には、利用者は、この定めに従うものとします。

第 26 条(譲渡時等の取扱い)

- 1.利用者は、PHVを他へ譲渡し、あるいはいかなる理由にも関わらず、毀損・滅失等によりPHVを保有しなくなった場合は、PDS 利用契約および個別サービスの利用契約の解約を弊社に届出るものとします。利用者がこれを怠ったことにより利用者に損害が発生しても弊社は一切責任を負わないものとします。また、これらについて弊社が知った場合には、弊社は利用者に通知することなく PDS 利用契約および個別サービスの利用契約を解約等できるものとします。
- 2.利用者は、PHV を他へ譲渡または貸与するなどして自己の直接占有から離脱させる場合には、自己の責任と負担において、車載機に入力された個人情報のすべてを弊社所定の手続きにより消去するものとします。万が一、利用者が所定の手続きを経ずに、または所定の手続きを正しく行わずに、車載機に入力された個人情報が第三者に漏洩しても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第 27 条(反社会的勢力の排除)

- 1.利用者は、自己(利用者が法人である場合においてはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員を含む)または代理人もしくは媒介者(以下「関係者」といいます)が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの者と密接な関わりを有する者もしくはこれらに準じる者(以下「反社会的勢力」といいます)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- 2.利用者は、自らまたはその関係者が、直接的または間接的に、以下の行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 本サービスの利用に関して、脅迫的な言動(自己またはその関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません)をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて弊社の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為
- 3.利用者が前二項に定める表明事項または確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、弊社は、何らの催告を要することなく本利用契約を解除して、本サービスの提供を中止することができます。かかる解除に起因して利用者に何らかの損害が生じた場合であっても、弊社は、利用者に対し、何ら責任を負わないものとします。

第 28 条(PDS 利用資格の取消し)

弊社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に通知または催告することなく、利用者の PDS および個別サービスの利用資格を取消し、PDS 利用契約および個別サービス利用契約を解除できるものとします。この場合において、利用者は、弊社に対する債務があるときは、その全額を直ちに支払うものとします。この場合、弊社は既にお支払いいただいた本件料金の払戻しは一切行いません。

- (1) 弊社に対し PDS 利用契約または個別サービス利用契約に関連する事項につき虚偽の申告をした場合
- (2) PDS または個別サービスを不正に利用した場合

- (3) PDS または個別サービスの運営を妨害した場合
- (4) 本件料金が有料となった場合において、本件料金の支払いを遅滞し、または支払いを拒否した場合
- (5) 本規約または個別サービス提供事業者の利用規約等のいずれかの条項に違反した場合
- (6) 弊社またはトヨタとの間における本規約とは別の規約に違反した場合
- (7) 第 27 条に違反する事実が判明したとき
- (8) その他、弊社が利用者として不適当と判断した場合

第 29 条(PDS 利用契約の解約)

1. 利用者は、PDS 利用契約の解約を希望する場合、弊社所定の手続きにより弊社に届出るものとします。解約の効力は、弊社に解約の届出が到達した時点で生じるものとします。この場合、弊社は、既にお支払いいただいた本件料金の払戻しは一切行いません。
2. 前項に従い解約の届出をした利用者は、弊社に対する債務があるときは、その全額を直ちに支払うものとします。
3. 弊社は利用者が PDS を 1 年以上利用していないと判断した場合、利用者に事前に承諾を得ることなく解約を行うことができるものとします。

第 30 条(有効期間)

PDS 利用契約の有効期間は、PHV の初度登録日から3年間とします。但し、有効期間の満了日より前に、弊社または利用者のいずれからも何らの意思表示もない場合には、本契約の有効期間は、自動的に1年ずつ延長されるものとし、以降も同様とします。

第 31 条(準拠法および専属的合意管轄裁判所)

本規約については、日本法に従って解釈するものとします。利用者と弊社との間で訴訟が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(付則) 2017 年 7 月 1 日改訂

【別紙 1】

PDS の利用料金

1. 利用料金(消費税抜き)
 - ① PHV の初度登録日から3年間
PDS 基本利用料 無料
個別サービス料金 「別紙 2 個別サービスの概要」のとおり
 - ② PHV の初度登録日から3年経過後
PDS 基本利用料 無料
個別サービス料金 「別紙 2 個別サービスの概要」のとおり
2. IC カード再発行手数料(消費税抜き) ※紛失・毀損
2,000 円/枚 ※1
3. 契約事務手数料(消費税抜き) ※再加入・中古車購入時の加入
2,000 円/回 ※1

※1 上記 1. 2. 3. に記載する各料金には、別途消費税が加算されるものとします。

当該消費税は、PDS 利用者が負担するものとします。

なお、消費税率が税法の改定により変動した時は、変動後の税率に自動改定されるものとします。

【別紙2】**個別サービスの概要**

項目	料金	備考
①オーナーズナビゲーター	無料	PHVを購入した利用者が、契約後から使い方や留意事項を主体的に学べるアプリケーション
②eConnect	無料	利用者が弊社指定の機種の情報端末(スマートフォン等)で、PHVの充電残量や充電可能場所の確認、リモートでの充電/空調操作ができるアプリケーション
③バッテリーいたわりチェック	無料	バッテリーを長持ちさせるPHVの使い方を販売店店舗スタッフがアドバイスをするサービス。初度登録日から3年間のうちで3回を上限として実施する。
④充電サービス	無料	弊社が提供するPHV用普通充電器であるG-Stationを設置する日本全国の販売店その他弊社が指定する場所で、充電サービスを無料で提供するサービス
⑤PDS プラス PDS プラスは個別の申し込みが必要です。	有料(税抜き)※2 月 額:300 円 利用料:1.5 円/分	弊社指定カードを用いて「合同会社 日本充電サービス」の充電インフラネットワークである普通充電器を利用して充電できるサービス

※2 記載する各料金には、別途消費税が加算されるものとします。

当該消費税は、PDSプラス利用者が負担するものとします。

なお、消費税率が税法の改定により変動した時は、変動後の税率に自動改定されるものとします。

PHV Drive Support プラス利用規約

本規約は、トヨタコネクティッド株式会社(以下「弊社」といいます)が提供する PDS の個別サービスである「PHV Drive Support プラス」(以下「PDS プラス」といいます)のご利用に関する決まりを定めるものです。PDS プラス利用規約に記載のないものは PHV Drive Support 利用規約(以下「PDS 利用規約」といいます)に従うものとし、同規約で定義された用語は、本規約でも同じ意味を有するものとします。

第1条(定義)

本規約において、次の用語は、それぞれ以下に定める意味で用いられるものとします。

- (1) PDS プラス:自動車用充電器での充電サービスであって合同会社日本充電サービス(以下、「NCS」といいます)が管理、運営する電動車両等向け普通充電器にて充電できるサービス
- (2) PDS プラス利用者:本規約に基づき PDS プラスの利用に関して弊社との間で契約が成立した者。なお、利用者が法人である場合においては、法人契約利用者を含みます。(以下、この弊社との間の契約(法人契約を含む)を「PDS プラス利用契約」といいます)
- (3) 本件 PDS プラス利用料金:別紙に定める PDS プラス利用料金の総称
- (4) 充電器: NCS 又は PHV の販売店(利用者が PHV を購入した店舗のみならず、日本全国の PHV 販売店を含みます)が管理、運営する電動車両等向け普通充電器
- (5) 充電ステーション: NCS 又は PHV の販売店が管理、運営する充電器が設置されている施設

第2条(PDS プラスのサービス内容)

- 1.本規約に基づいて PDS プラス利用者が利用できる PDS プラスのサービス内容は、別に定めることがあります。弊社は、PDS プラス利用者に通知をすることなく、サービス内容の一部または全部を変更することがあり、PDS プラス利用者はこれを承諾します。
- 2.PDS プラス利用者は、PDS プラスの利用にあたって、本規約等(契約約款・注意事項・説明等を含みますがこれらに限りません)に同意します。

第3条(PDS プラス利用契約の申し込み等)

1. PDS プラス利用契約を申し込むことができるのは、PHV Drive Support 利用規約に基づき PDS を利用する資格を有していることが条件となります。
- 2.PDS プラス利用者になるためには、本規約の各条項を承諾のうえ、弊社所定の申し込み手続きにより、弊社に対して PDS プラスの利用を申し込む必要があります。
- 3.弊社は、PDS プラスの利用申し込みを承諾する場合には、当該申込者に対して PDS プラス利用のための IC カード(以下「PDS プラスカード」といいます)を付与いたします。

第4条(PDS プラス利用契約の成立)

1. PDS プラス利用契約は、前条第 2 項の PDS プラス利用申し込みが弊社に到達し、所定の手続き完了後に弊社がこれを承諾した時に成立するものとします。
- 2.前項の承諾は、当該申込者において、PDS プラスカードが弊社より発送され、かつ、PDS プラスの利用が可能となったときに、弊社がこれをなしたものとみなします。

第5条(サービス利用上の注意)

- 1.PDS プラス利用者は、PHV のバッテリーの残量、環境温度(気温など)、充電器の出力等の仕様の条件により、バッテリーの充電可能容量が違うことを十分に理解した上で PDS プラスを利用し PDS プラスの利用に起因するバッテリーの実際の充電容量に関しては弊社が一切の責任を負わないことに同意します。

- 2.PDS プラス利用者は、PDS プラスの利用に際して、弊社に登録している車両(以下、「登録車両」といいます)のリモートエアコン機能(充電開始時間セット、エアコン開始時間セット、遠隔操作でのエアコンセット等)をあらかじめ解除するか、または使用しないものとします。リモートエアコン機能を解除しないで、または使用してPDS プラスを利用した場合、充電が出来ないことや、正しい充電時間が計測されないことがあります。
- 3.登録車両への充電中、PDS プラス利用者は充電ステーションの敷地内で充電が完了するのを待つものとし、車両等の盗難等の損害について弊社は、損害賠償の責任を負わないものとします。
- 4.PDS プラス利用者は登録車両への充電完了後、速やかに充電スポットから登録車両を移動するものとします。
5. 充電時、登録車両の状態によっては車両側が、安全確保のため又は燃費効率向上のため、一定時間給電を受付けない場合がございます。その場合でも、別紙に定める充電器利用料は発生します。

第6条(変更の届出)

- 1.PDS プラス利用者は、氏名、住所、電話番号、口座振替指定の預金口座番号、クレジットカード番号、その他弊社への届出内容に変更があった場合には、弊社に対し、弊社所定の方法で速やかに変更の届出を行うものとします。
- 2.PDS プラス利用者が前項の届出を怠ったことにより自ら不利益を被った場合であっても、弊社は一切責任を負わないものとします。
- 3.弊社が認めた場合には、PDS プラス利用者がPDSの利用者情報の変更をもって、PDS プラスの利用者情報の変更の届出があったとみなされることがあります。

第7条(PDS プラスのサービス終了)

弊社は、PDS プラス利用者に事前に通知(ウェブに掲載する方法を含みます)のうえ PDS プラスのサービス提供を終了させて、PDS プラス利用契約を終了させることができるものとします。

第8条(PDS プラス利用料金等)

PDS プラス利用料金ならびにその支払方法は本規約末尾別紙のとおりとします。PDS プラス利用者は、利用に関し賦課される消費税その他の税を負担するものとします。

第9条(個人情報の取扱い)

弊社は、PDS 利用規約に定めるほか、以下のものに利用者の個人情報を提供します。

- (1)提供先:トヨタ自動車株式会社
- (2)提供先の目的は以下のとおり
 - ①車両・商品・サービス等についてのご案内
 - ②車両・商品・サービス等の企画・開発あるいは品質向上のための活用
 - ③利用者、車両・商品の企画・開発あるいはお客様満足度向上策等の参考にする目的でおこなうアンケート調査の実施
 - ④充電器利用料の精算
- (3)提供項目は以下のとおり
PDS プラスの利用状況に関する情報(充電実績等)・車名・車台番号・自動車検査証情報・車両状態情報
- (4)提供方法:データの送信、記録媒体での送付または書類を送付する方法により提供

第10条(遅延損害金)

PDS プラス利用者は、PDS プラス利用料金の支払いに関して、弊社の指定する支払い期日を経過してもなお支払いが行われなかった場合は、支払い期日の翌日から支払い日までの日数について、年14.6%(1年を365日とする日割計算による)の割合で計算して得た金額を、遅延損害金として弊社に支払うものとします。

第 11 条(免責)

1. 弊社は、PDS プラスの充電サービスについて機器等に関する充電の可否やシステムの不具合等一切の責任を負わないものとします。
2. 弊社は、次の各号の一に該当するときは、弊社に故意または過失のある場合を除き、そのために生じた PDS プラス利用者の損害について一切の責任を負いません。また、特別の事情により生じた損害、派生的損害および逸失利益についても一切の責任を負わないものとします。
 - ① 充電器の保守、および充電器に起因するトラブルで PDS プラスの利用ができなかったとき。
 - ② 充電器の利用に伴う事故により損害が発生したとき。
 - ③ PHV Drive Support プラスカードの異常または通信手段の障害等により、PHV Drive Support プラスカードの利用が遅延または不能になったとき。
 - ④ PDS プラス利用者の個人情報漏洩したとき。
 - ⑤ 充電器または充電ステーションの事情により、PDS プラスのサービスが利用できないとき。
 - ⑥ PDS プラス利用者の PHV Drive Support プラスカードが不正利用されたとき。
 - ⑦ その他天災地変など不可抗力により、PDS プラスを利用できないとき。
3. 弊社が PDS プラス利用者に対し損害賠償責任を負う場合、その賠償額は、当該損害の発生までに当該 PDS プラス利用者により支払われた PDS プラス利用料金を PDS プラス利用期間に属する月の数で除した額(ただし、当該 PDS プラス利用者が PDS プラス利用者となってから 12 か月を経過しているときは、損害が発生した日の属する月の直近 12 か月間に支払われた PDS プラス利用料金を 12 で除した額)を限度とします。ただし、特別の事情により生じた損害、派生的損害および逸失利益については一切の責任を負わないものとします。

第 12 条(PDS プラス利用契約の解約)

1. PDS プラス利用者は、PDS プラス利用契約の解約を希望する場合、弊社所定の手続きにより弊社に届出ものとします。解約の効力は、弊社に解約の届出が到達した時点で生じるものとします。この場合、弊社は、既にお支払いいただいた PDS プラス利用料金の払戻しは一切行いません。
2. 前項に従い解約の届出をした PDS プラス利用者は、弊社に対する債務があるときは、その全額を直ちに支払うものとします。

第 13 条(有効期間)

PDS プラス利用契約の有効期間は、PDS プラス利用契約成立日を含む月の末日とします。但し、有効期間の満了日まで、弊社または PDS プラス利用者のいずれからも何らの意思表示もない場合には、本契約の有効期間は、自動的に 1 か月ずつ延長されるものとし、以降も同様とします。

(付則) 2017 年 7 月 1 日改訂

【別紙 1 PDS プラス利用料金】

1. PDS プラス利用料金(消費税抜き)

項目	料金	備考
PDS プラス 月額会費	300 円/月※1	当月のいずれの日から PDS プラス利用契約が開始する場合でも、あるいは月の途中で PDS プラス利用契約が終了する場合でも、日割り計算せず PDS プラス利用者は、1 か月分の基本料金を支払う必要があります。
充電器利用料	1.5 円/分※1※2	充電器利用料の起算時点は、使用される充電器により異なります。 1 分未満の場合でも、同額の料金が発生するものとします(例えば、1 分 30 秒のご利用の場合には 2 分のご利用分の料金が算定されます)。 充電器利用料は、公共料金の変動等の理由により改定する場合があります。

2. PDS プラスカード再発行手数料(消費税抜き) :紛失、毀損

2,000 円/枚※1

3. 契約事務手数料(消費税抜き) :PDS 契約中に、同じPHVにて再度 PDS プラスを申し込まれた方

2,000 円/回※1

※1 上記 1. 2. 3. に記載する各料金には、別途消費税が加算されるものとし、

当該消費税は、PDS プラス利用者が負担するものとします。なお、消費税率が税法の改定により変動した時は、変動後の税率に自動改定されるものとします。

EV Drive Support利用規約

本規約は、トヨタコネクティッド株式会社(以下「弊社」といいます)が提供するEV Drive Support(第2条2号で定義するとおり、以下「EDS」といいます)およびその個別サービスのご利用に関する決まりを定めるものです。

第1条(本規約の適用)

本規約は、弊社と利用者その他本規約などにに基づき弊社がEDS または個別サービスの利用を認めた者との間における、EDS または個別サービスの利用にかかわる一切の關係に適用されます。ただし、本規約と個別サービスに係る規約の内容が異なる場合には、個別サービスに係る規約の内容が優先するものとします。

第2条(定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ以下に定める意味で、用いられるものとします。

- (1)EV:コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できる電気自動車のうち、弊社が指定する車両
- (2)EDS:利用者にEV を楽しく使いこなしていただくための複数の個別サービスをパッケージ化して弊社が提供するサービスの総体
- (3)個別サービス:EDS を通じて提供される個々のサービス
- (4)利用者:本規約に基づきEDS の利用に関して弊社との間で契約が成立した法人(以下この契約を「EDS 利用契約」といいます)
- (5)個別サービス提供事業者:個別サービスを利用者に直接提供する事業者(弊社を除きます)
- (6)車載機:EDS 対応ナビゲーション端末
- (7)G-BOOK:弊社が、G-BOOK を含む名称で、利用者に対して、車載機などを利用して、各種コンテンツの提供、自動車盗難追跡サービス・緊急通報サービスおよび電話オペレーターサービスなどを提供する情報通信を利用したサービスの総体
- (8)販売店:トヨタ自動車株式会社(以下「トヨタ」といいます)がトヨタの車両を販売することを許諾した販売店(トヨタ店、トヨペット店、カローラ店、ネッツ店等)

第3条(本規約の範囲および変更、利用者への通知)

- 1.弊社が定める手段を通じ、随時利用者に対してEDS または個別サービスに関して通知される諸規定は、通知した時点をもって本規約または個別サービスに関する規約の一部を構成するものとし、利用者はこれを承諾します。
- 2.弊社は、利用者の承諾を得ることなく本規約または個別サービスに関する規約を変更することがあり、利用者はこれに異議を述べないものとします。
- 3.弊社は、EDS のユーザーページ(以下「ウェブ」といいます)に掲載することにより、利用者に対する通知を行ったものとみなし、利用者はこれを承諾します。

第4条(EDSのサービス内容)

- 1.本規約に基づいて利用者が利用できるEDS および個別サービスのサービス内容は、別に定めることがあります。弊社は、利用者に通知をすることなく、サービス内容の一部または全部を変更することがあり、利用者はこれを承諾します。なお、現時点での個別サービスの概要は別表2のとおりです。
- 2.利用者は、個別サービスの利用にあたって、弊社または個別サービス提供事業者が別途定める利用規約等(契約約款・注意事項・説明等を含みますがこれらに限りません)に同意します。

第5条(EDS利用契約の申込み等)

- 1.EDS 利用契約は、EV1 台ごとに、本規約の各条項を承諾のうえ、弊社と利用者1 社との間で成立するものとし、1 台のEV につき複数の利用者が契約当事者になることはないものとします。

- 2.利用者になるためには、本規約の各条項を承諾のうえ、弊社所定の申込手続きにより、弊社に対してEDS の利用を申込み必要があります。
- 3.前項のEDS 利用申込みをする場合、EDS を利用するために、弊社が指定する機種の情報通信端末(スマートフォン等)を利用者は用意し、申込み以後利用者登録期間中、通信が可能な状態を維持するものとします。
- 4.弊社は、EDS の利用申し込みを承諾する場合には、当該申込者に対して、EDS 利用者であることを示す利用者の証明(以下「利用者証」といいます)、EDS 利用のためのID およびパスワードを付与いたします。
- 5.弊社は、利用者からEDS または個別サービス等の開始、変更、終了等の申し出を受けたときは、利用者によって当該申し出を実現するために必要な範囲内で、個別サービス提供事業者に対して必要な連絡を行うことができるものとし、利用者はあらかじめこれを承諾します。
- 6.EDS 利用契約の解約、EDS 利用資格の取消、その他事由のいかんを問わずEDS 利用契約が終了する場合、弊社は、利用者によって個別サービス提供事業者に対して利用者の利用する個別サービスの解約の申込み等を行うことができるものとし、利用者はあらかじめこれを承諾します。
- 7.前各項の取り扱いにおいて、個別サービス提供事業者の利用規約等に基づく料金、工事費その他の費用が発生する場合、別段の定めのない限り、当該費用は全て利用者の負担とします。なお、前2項の規定は、弊社に対し前2項に定める連絡や申込み等を行う義務を課すものではありません。

第6条(EDS利用契約の成立)

- 1.EDS 利用契約は、前条第2 項のEDS 利用申込みが弊社に到達し、所定の手続き完了後に弊社がこれを承諾した時に成立するものとします。
- 2.前項の承諾は、当該申込者において、弊社よりID およびパスワードを付与され、かつ、EDS の利用が可能となったときに、弊社がこれをなしたものとみなします。
- 3.弊社よりIDおよびパスワードを付与される前であっても、EDSの一部の利用が可能である場合があります。このような場合には、この利用者は、本規約上の義務を遵守しなければなりません。

第7条(EDS利用契約申込みの承諾の拒否および取消し)

- 1.弊社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、EDS または個別サービスの申込みを承諾しないことがあります。また、承諾後であってもこれらの承諾の取消しを行うことがあります。利用者は、あらかじめこれらを承諾します。
 - (1)本規約または個別サービスの規約違反などにより過去にEDS または個別サービス利用資格が取消されたことがあることが判明した場合
 - (2)EDS または個別サービス利用申込みに虚偽、誤記または記入もれがあることが判明した場合
 - (3)弊社またはトヨタとの間で、本規約とは別の規約に違反したことがあることが判明した場合
 - (4)その他、弊社が利用者または個別サービスの契約者として不適当と判断する場合
- 2.弊社は利用者が任意にEDS または個別サービスの弊社所定の記入欄に記載事項を記載しない場合や本規約または個別サービスに関する規約に同意しない場合に次の措置を取る場合があります。
 - (1)利用者が、EDS または個別サービスの利用にあたり弊社が求める記載事項を一部でも記載しない場合および本規約または個別サービスに関する規約の内容を承諾できない場合、EDSまたは個別サービスの利用申込みを承諾しない場合があります。
 - (2)利用者が本規約に同意しない場合、弊社はEDS のサービスのすべての提供・利用を行わないものとします。
- 3.前各項に該当する場合、EDS のサービスのすべてを受けられないことについて、利用者はあらかじめ承諾します。

第8条(EDSおよび個別サービスを利用できる者)

1. EDSおよび個別サービスは、当該利用者の役員、従業員並びに当該利用者がEDSおよび個別サービスの利用を許諾

した第三者(以下この役員、従業員および利用を許諾された第三者を「法人契約利用者」といいます)が利用できます。
2.前項の場合において、利用者は、法人契約利用者によるEDSおよび個別サービスの利用について一切の責任を負うものとし、法人契約利用者の行為は利用者の行為とみなされることをあらかじめ承諾します。

第9条(EDSおよび個別サービスの利用方法)

- 1.利用者は、法人契約利用者を含みます)は、弊社が指定する機種の情報通信端末(スマートフォン等)等を利用して、弊社および個別サービス提供事業者所定の方法により、EDS および個別サービスを利用できます。なお、個別サービスの中には、前記の情報通信端末だけでなく、車載機など別のハードウェアが必要になるサービスもあります。
- 2.個別サービスの中には、利用者の認証のために利用者証の利用が必要なものがあります。

第10条(権利義務の譲渡禁止)

利用者は、EDS 契約および個別サービスに係る契約上の地位の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

第11条(ID等および利用者証の管理責任)

- 1.利用者は、EDS および個別サービスの利用にあたって必要となる自己のID、パスワードその他の暗証番号(以下、あわせて「ID等」といいます)および利用者証を、自ら責任をもって管理するものとし、そのID等を使用してなされた一切の行為およびその結果について、その行為を自らしたか否かを問わず一切の責任を負うものとし、ます。
- 2.利用者は、自己のID等および利用者証を第三者に譲渡し、貸与し、または使用させることはできないものとします(但し、当該法人の法人契約利用者で使用させることはできます)。万が一、利用者のID等および利用者証が第三者(法人契約利用者を含みます)に使用されたことにより第三者が損害を被った場合には自らその賠償責任を負担すると共に、利用者またはその他の者が損害を被った場合であっても、その原因を問わず、弊社は一切の責任を負わないものとし、ます。
- 3.利用者は、他の利用者のID 等又は利用者証を使用してEDS を利用することはできないものとします。万が一、利用者が他の利用者のID 等又は利用者証を使用してEDS を利用した場合、利用者はそれによって生じた一切の損害を直ちに賠償するほか、発生した一切の紛争をその責任と負担において解決するものとします。
- 4.利用者が利用者証を紛失又は毀損して利用ができなくなった場合には、弊社に届出て、再発行を受けなければなりません。再発行手数料として、別表1 に記載する弊社所定の金額を弊社に支払わなければなりません。

第12条(変更の届出)

- 1.利用者は、法人名、代表者名、担当者名、住所、電話番号、メールアドレス、その他弊社への届出内容に変更があった場合には、弊社に対し速やかに所定の変更届出を行うものとします。
- 2.利用者が前項の届出を怠ったことにより自ら不利益を被った場合であっても、弊社は一切責任を負わないものとし、ます。
- 3.弊社が認めた場合には、利用者がEDS の申込みと同時に申し込んだG-BOOK における利用者情報の変更をもって、EDS との関係でも変更の届出があったとみなされることがあります。

第13条(情報通信端末等の用意)

利用者は、EDS または個別サービスを利用しようとする場合には、その利用に必要なEV、車載機、弊社が指定する機種の情報通信端末(スマートフォン等)ならびにこれに付随する機器、ソフトウェアおよび情報通信端末用の通信回線等を、自己の責任と負担において用意するものとします。

第14条(個別サービスの変更・廃止)

弊社は、利用者へ通知することなく、EDS の特定の個別サービスを変更または廃止することができるものとします。

第15条(EDSのサービス終了)

弊社は、利用者に事前に通知(第3条3項を根拠として、ウェブに掲載する方法を含みます)のうえ、EDS のサービス提供を終了させて、EDS 利用契約を終了させることができるものとします。

第16条(EDSのサービス提供の一時的な中断)

弊社は、次のいずれかに該当する場合には、利用者へ通知することなく、EDS および個別サービスのサービス提供を一時的に中断することがあります。

- (1)EDS または個別サービスのシステム保守を定期的に、または緊急に行う場合
- (2)火災、停電などによりEDS または個別サービスのサービス提供ができなくなった場合
- (3)地震、噴火、洪水、津波などの天災によりEDS または個別サービスのサービス提供ができなくなった場合
- (4)戦争、暴動、騒乱、労働争議などによりEDS または個別サービスのサービス提供ができなくなった場合
- (5)通信サービスが停止された場合
- (6)EV、または情報通信端末の使用環境その他の事情により通信障害が生じた場合
- (7)その他、運用上または技術上、弊社がEDSまたは個別サービスのサービス提供の一時的な中断を必要と判断した場合

第17条(損害賠償)

- 1.弊社は、EDS および個別サービスの利用またはそのサービス提供の有用性および正確性についていかなる保証もせず、その内容、遅延または中断などにより発生した利用者(法人契約利用者を含みます)の損害に対しては、いかなる責任も負わないものとします。
- 2.利用者(法人契約利用者を含みます)がEDS および個別サービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、利用者は自己の責任と負担をもって解決し、弊社には一切の迷惑をかけないものとします。
- 3.利用者(法人契約利用者を含みます)が本規約または個別サービスに係る規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって弊社に損害を与えた場合、弊社は当該利用者に対して損害賠償を請求することができるものとします。

第18条(免責)

- 1.弊社は、EDS の通信方式が廃止または変更されることに伴い、EDS または個別サービスのサービス提供を終了することがあります。この場合、弊社は何らの義務も責任も負わないものとします。
- 2.弊社は、弊社以外の個別サービス提供事業者が提供するサービスや情報については何らの義務も責任も負わないものとします。
- 3.利用者(法人契約利用者を含みます)と弊社以外の個別サービス提供事業者との間で紛争が生じた場合は、利用者と同該個別サービス提供事業者との間で解決するものとし、利用者は、弊社に何らの請求または苦情を申し立てないものとします。
- 4.利用者(法人契約利用者を含みます)は、次の各号の場合には、EDS および個別サービスの全部または一部が利用できず、それにより利用者または第三者が被った損害・損失等に対して、それが弊社の故意または重過失により生じた場合を除き、弊社がいかなる責任も負わないものであることを承諾します。
 - (1)利用者の届出た情報の内容に誤りのある場合、または利用者が第12条の変更届出を怠っている場合
 - (2)EV の故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合、またはこれらの組み合わせにおいて不適合である場合、もしくはEDS または個別サービスの利用に障害となるような機能設定をしている場合
 - (3)EV、EDS の利用に供する情報通信端末またはその他周辺機器の取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合

第19条(EDSの適法な私的利用以外の利用禁止など)

- 1.利用者は、EDSおよび個別サービスで伝達する情報に、著作権その他の知的財産権が成立し、各種法令または条約で保護されるものが含まれることを認識したうえで、著作権者その他知的財産権の権利者(以下「著作権者等」といいます)の承諾を得ることなく、EDS および個別サービスを通じて入手した、知的財産権で保護されるいかなる情報(以下「知財情報」といいます)も、複製、改ざん、販売、出版その他のいかなる方法によっても利用者個人の私的利用以外の目的で利用することはできないものとします。
- 2.利用者(法人契約利用者を含みます)は、著作権者等の承諾を得ることなく、EDS および個別サービスを通じて入手したいかなる知財情報も、複製、改ざん、販売、出版その他のいかなる方法によっても第三者(法人契約利用者を含みます)へ使用させ、または公開することはできないものとします。
- 3.利用者(法人契約利用者を含みます)は、著作権者等の承諾を得ることなく、その知的財産権を侵害する態様で営業活動または営利もしくはその準備を目的としてEDS および個別サービスを利用することができないものとします。
- 4.利用者(法人契約利用者を含みます)は、法令または公序良俗に反してEDS および個別サービスを一切利用することができないものとします。

第20条(電子メール)

- 1.利用者は、EDS または個別サービスにおいて電子メールを送受信等する場合には、自己の責任においてこれを行うものとします。
- 2.弊社所定の方法を用いて、電子メールを送信した結果、不達が弊社所定の回数に達した場合には電子メールの送信を停止致します。これにより、利用者が不利益を受けたとしても、弊社は何らの責任も負いません。
- 3.「音声読上げ」機能実現のための機械的な処理、通信の疎通その他の正当な業務の履行である場合を除いて、弊社は法令の定めまたは手続きに拠らずして、電子メールの内容または宛先を閲覧したり、第三者に開示することはなく、利用者の通信の秘密を保障します。但し、複数の法人契約利用者が同一のID等により電子メールを使用する場合、当該法人契約利用者の間においては、個人としての秘密は保障されません。

第21条(情報などの削除)

- 1.弊社は、利用者(法人契約利用者を含みます)が掲示板などに登録した情報および文書などを、利用者へ通知することなく削除することがあり、利用者はこれをあらかじめ承諾します。弊社は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律」の定めにより、利用者の発信者情報を開示することがあり、利用者はこれを承諾します。
- 2.利用者は前項の規定について、これをあらかじめ承諾するとともに、利用者の責任において法人契約利用者の承諾をとるものとします。

第22条(個人情報の取扱い)

- 1.本規約において、次の各号に定める用語は、それぞれ当該各号に定める意味で使用されるものとします。
 - (1)個人情報:個人に関する情報であって、当該情報に含まれる法人名、代表者名、担当者名、住所、電話番号、メールアドレス、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます)をいいます。
 - (2)車両状態情報:弊社の定める任意のタイミングで取得する利用者の車両(EV を含みます。以下本条において同じとします)に関する情報(位置情報・走行距離情報・警告等表示情報・車速などのEV の動きや利用者の操作に関する情報を含みますがこれに限りません)をいいます。
- 2.弊社は、本条第4項で定める目的のために、次の各号で定める情報に含まれる、利用者の個人情報および車両状態情報(以下、あわせて「個人情報等」といいます)を取得します。

(1)EDS の利用申し込みの際にご登録いただいた情報

(2)EDSの利用申し込みの際に、EDS を利用するEV としてご指定いただいたEVに関する情報(車名、車台番号、自動車登録番号、初年度登録年月日を含みますがこれに限りません)

(3)個別サービスの利用申し込みの際にご登録いただいた情報

(4)EDS および個別サービスの利用に際しご提供いただいた情報およびその利用状況に関する情報

(5)EV の取得の際にご登録いただいた情報

(6)前各号の情報に変更があった場合における変更後の情報

3.利用者は、前項に含まれる利用者の個人情報等を、弊社が利用者から取得するほかに、弊社がトヨタ、販売店、トヨタフリーリース株式会社または個別サービス提供事業者から取得することに同意します。

4.弊社は、取得した個人情報等を安全に管理し、次の目的のために個人情報等を利用できるものとし、利用者はこれに同意します。

(1)利用者への課金

(2)利用者へのお知らせ等の発送・発信

(3)EDS および個別サービスのサービス提供

(4)G-BOOK における上記(1)乃至(3)に関する事項

(5)利用者の車両状態情報を統計処理・分析し、利用者を含む第三者への情報提供サービス(交通情報など)

(6)商品・サービスの企画・開発等あるいはお客様満足度向上策等の検討のための、利用者へのアンケート調査

(7)以上のほか利用者の個人情報等取得の時点でウェブ上に明記された目的

5.弊社は、個別サービスに関する業務をトヨタ、個別サービス提供事業者に委託することがあります。弊社が当該委託先に対し、利用者がEDS または個別サービスを利用するにあたり必要な個人情報等を開示する場合、当該委託先における個人情報等の安全な管理について責任をもって監督し、個人情報等の漏洩・滅失等の防止に努めるものとします。

6.弊社は、各サービス窓口へのお問い合わせおよびご相談内容について、通話のモニタリングや録音をして、以下の目的に使用します。

(1)お問い合わせ内容の確認

(2)お客様対応の品質およびお客様満足度向上

7.弊社は、次の概要により利用者の個人情報等を、次の提供先に提供することがあり、利用者はこれに同意します。

7-1.提供先:トヨタ

(1)提供先の利用目的は次のとおり:

①車両・商品・サービス等についてのご案内

②車両・商品・サービス等の企画・開発あるいは品質向上のための活用

③利用者に、車両・商品の企画・開発あるいはお客様満足度向上策等の参考にする目的でおこなうアンケート調査の実施

(2)項目は次のとおり:

車名・車台番号・自動車検査証情報・車両状態情報およびEDS 利用情報・契約内容・契約期間・利用者の法人名・代表者名・担当者名・住所・電話番号・メールアドレスなど

(3)提供方法は次のとおり:

データの送信、記録媒体での送付または書類を送付する方法により提供

7-2.販売店およびトヨタフリーリース株式会社

(1)提供先の利用目的は次のとおり:

①車両・商品・サービス等についてのご案内

②車両・商品・サービス等の企画・開発あるいは品質向上のための活用

③利用者に、車両・商品の企画・開発あるいはお客様満足度向上策等の参考にする目的でおこなうアンケート調

査の実施

④当該車両のメンテナンスへの活用およびご案内

(2)項目は次のとおり:

車名・車台番号・自動車検査証情報・車両状態情報およびEDS 利用情報・契約内容・契約期間・利用者の法人名・代表者名・担当者名・住所・電話番号・メールアドレスなど

(3)提供方法は次のとおり:

データの送信、記録媒体での送付または書類を送付する方法により提供

7-3.提供先:個別サービス提供事業者

(1)提供先の利用目的は次のとおり:

- ①当該個別サービスの提供
- ②当該個別サービスの利用料金の請求業務
- ③新サービス、新メニューのご案内
- ④アンケート調査の実施
- ⑤利用促進等を目的としたキャンペーンの実施
- ⑥新サービスの開発、サービス品質の評価・改善

(2)項目は次のとおり:

当該個別サービス利用情報・契約内容・契約期間・利用者の法人名・代表者名・担当者名・住所・電話番号・メールアドレスなど

(3)提供方法は次のとおり:

データの送信、記録媒体での送付または書類を送付する方法により提供

8.弊社は、利用者または第三者の重大な利益を保護するために必要と判断する場合、または弊社が従うべき法的義務のために必要がある場合は、利用者の個人情報等を開示することがあり、利用者はあらかじめこれを承諾します。

9.利用者は、弊社が取得した自己の個人情報について、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより弊社に対して開示するよう請求することができるものとします。万が一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、速やかに訂正または削除に応じます。

10.利用者の個人情報に関するお問い合わせ先はPHV Drive Support 相談センターまでご連絡ください。

【PHV Drive Support 相談センター】TEL 0800-700-0177 受付時間 9:00~18:00 年中無休

11.事業者および個人情報保護管理者は次に記載します。

【事業者】トヨタコネクティッド株式会社

【個人情報保護管理者】EDS 事業担当部門長

〒460-0003 名古屋市中区錦一丁目11 番11 号 名古屋インターシティ14 階

TEL 052-219-6700 URL <http://www.toyota-ms.co.jp/>

12.利用者は、利用者の個人情報を弊社にご提供いただけない場合、EDSおよび個別サービスの提供を受けることができません。

第23条(譲渡時等の取扱い)

1.利用者は、EV を他へ譲渡し、あるいはいかなる理由にも関わらず、毀損・滅失等によりEV を保有しなくなった場合は、EDS 利用契約および個別サービスの利用契約の解約を弊社に届出るものとします。利用者がこれを怠ったことにより利用者に損害が発生しても弊社は一切責任を負わないものとします。また、これらについて弊社が知った場合には、弊社は利用者へ通知することなくEDS 利用契約および個別サービスの利用契約を解約等できるものとします。

2.利用者は、EV を他へ譲渡または貸与するなどして自己の直接占有から離脱させる場合には、自己の責任と負担において、車載機に入力された個人情報のすべてを弊社所定の手続きにより消去するものとします。万が一、利用者が所定の手続きを経ずに、または所定の手続きを正しく行わずに、車載機に入力された個人情報が第三者に漏洩しても、弊社は

一切の責任を負わないものとします。

第24条(反社会的勢力の排除)

- 1.利用者は、自己(利用者が法人である場合においてはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員を含む)または代理人もしくは媒介者(以下「関係者」といいます)が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの者と密接な関わりを有する者もしくはこれらに準じる者(以下「反社会的勢力」といいます)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- 2.利用者は、自らまたはその関係者が、直接的または間接的に、以下の行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)本サービスの利用に関して、脅迫的な言動(自己またはその関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません)をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて弊社の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準じる行為
- 3.利用者が前二項に定める表明事項または確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、弊社は、何らの催告を要することなく本利用契約を解除して、本サービスの提供を中止することができます。かかる解除に起因して利用者に何らかの損害が生じた場合であっても、弊社は、利用者に対し、何ら責任を負わないものとします。

第25条(EDS利用資格の取消し)

弊社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に通知または催告することなく、利用者のEDS および個別サービスの利用資格を取消し、EDS 利用契約および個別サービス利用契約を解除できるものとします。この場合において、利用者は、弊社に対する債務があるときは、その全額を直ちに支払うものとします。

- (1)弊社に対しEDS 利用契約または個別サービス利用契約に関連する事項につき虚偽の申告をした場合
- (2)EDS または個別サービスを不正に利用した場合
- (3)EDS または個別サービスの運営を妨害した場合
- (4)本件料金が有料となった場合において、本件料金の支払いを遅滞し、または支払いを拒否した場合
- (5)本規約または個別サービス提供事業者の利用規約等のいずれかの条項に違反した場合
- (6)弊社またはトヨタとの間における本規約とは別の規約に違反した場合
- (7)第24条に違反する事実が判明したとき
- (8)その他、弊社が利用者として不相当と判断した場合

第26条(EDS利用契約の解約)

- 1.利用者は、EDS 利用契約の解約を希望する場合、弊社所定の手続きにより弊社に届出るものとします。解約の効力は、弊社に解約の届出が到達した時点で生じるものとします。
- 2.前項に従い解約の届出をした利用者は、弊社に対する債務があるときは、その全額を直ちに支払うものとします。
- 3.弊社は利用者がEDSを1年以上利用していないと判断した場合、利用者に事前に承諾を得ることなく解約を行うことができるものとします。

第27条(有効期間)

- 1.本規約の有効期間は、EV の初度登録日から6年後の应当する日(同一の日。以下「应当日」といいます)の前日が属する月の末日までとします。弊社は、本規約の有効期間終了をもって、利用者に事前に承諾を得ることなく解約を行うことができるものとします。

2.利用者は、EDS 利用契約の解約を希望する場合、弊社所定の手続きにより弊社に届出るものとします。解約の効力は、弊社に解約の届出が到達した時点で生じるものとします。この場合、弊社は、既にお支払いいただいた本件料金の払戻しは一切行いません。

第28条(準拠法および専属的合意管轄裁判所)

本規約については、日本法に従って解釈するものとします。利用者と弊社との間で訴訟が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(付則) この規約は2017 年7 月1 日から実施します。

【別表】

1:EDS の利用料金および支払方法

利用料金(金額はそれぞれ、消費税を含みます)

EV の初度登録日から6年後の応当日の前日が属する月の末日まで

EDS 基本利用料 無料

個別サービス料金 無料

利用者証再発行手数料(金額はそれぞれ、消費税を含みます)

1枚2,160 円(支払い方法は弊社指定の方法によります)

2:個別サービスの概要

①eConnect 利用者が弊社指定の機種の情報端末(スマートフォン等)で、EVの充電残量や充電可能場所の確認、リモートでの充電/空調操作ができるアプリケーション

②充電サービス 弊社が提供する普通充電器であるG-Station を設置する日本全国の販売店その他弊社が指定する場所で、充電サービスを無料で提供するサービス